

別表第13（第7条関係）：栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示の基準値

栄養成分及び熱量	含まない旨の表示の基準値	低い旨の表示の基準値	低減された旨の表示の基準値
	食品100g当たり（括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品100mℓ当たりの場合）	食品100g当たり（括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品100mℓ当たりの場合）	食品100g当たり（括弧内は、一般に飲用に供する液状の食品100mℓ当たりの場合）
熱量	5 kcal（5 kcal）	40kcal（20kcal）	40kcal（20kcal）
脂質	0.5 g（0.5 g）	3 g（1.5 g）	3 g（1.5 g）
飽和脂肪酸	0.1 g（0.1 g）	1.5 g（0.75 g）。ただし、当該食品の熱量のうち飽和脂肪酸に由来するものが当該食品の熱量の10%以下であるものに限る。	1.5 g（0.75 g）
コレステロール	5 mg（5 mg）。ただし、飽和脂肪酸の量が1.5 g（0.75 g）未満であって当該食品の熱量のうち飽和脂肪酸に由来するものが当該食品の熱量の10%未満のものに限る。	20mg（10mg）。ただし、飽和脂肪酸の量が1.5 g（0.75 g）以下であって当該食品の熱量のうち飽和脂肪酸に由来するものが当該食品の熱量の10%以下のものに限る。	20mg（10mg）。ただし、飽和脂肪酸の量が当該他の食品に比べて低減された量が1.5 g（0.75 g）以上のものに限る。
糖類	0.5 g（0.5 g）	5 g（2.5 g）	5 g（2.5 g）
ナトリウム	5 mg（5 mg）	120mg（120mg）	120mg（120mg）

備考

- ① ドレッシングタイプ調味料（いわゆるノンオイルドレッシング）について、脂質の「含まない旨の表示」については「0.5g」を、「3g」とする。
- ② 1食分の量を15g以下である旨を表示し、かつ、当該食品中の脂肪酸の量のうち飽和脂肪酸の量の占める割合が15%以下である場合、コレステロールに係る含まない旨の表示及び低い旨の表示のただし書きの規定は、適用しない。